

第六十三回国 参議院運輸委員会會議録第二号

昭和四十五年二月二十六日(木曜日)

午前十時十七分開会

委員の異動

二月十三日

田中寿美子君

岡 三郎君

加瀬 完君

鈴木 強君

菅野 儀作君

温水 三郎君

江藤 智君

木村 陸男君

補欠選任

補欠選任

補欠選任

補欠選任

委員長の異動

二月十四日岡本悟君委員長辞任につき、その補欠として温水三郎君を議院において委員長に選任した。

出席者は左のとおり。

委員

温水 三郎君

岡本 悟君

金丸 富夫君

藤田 進君

木村 陸男君

佐田 一郎君

平島 敏夫君

前田佳都男君

岡 三郎君

鈴木 強君

瀬谷 英行君

三木 忠雄君

事務局側

常任委員会専門員 吉田善次郎君

中村 正雄君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○委員長(温水三郎君) ただいまから運輸委員会を開会いたします。

このたび運輸委員長に就任いたしました温水三郎でございます。皆さまの御協力を得ましてこの職責を全うしたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(温水三郎君) この際、前委員長からあいさつがございます。

○岡本悟君 過去二年間、委員長の職をつとめていただきたまいましたが、このたび辞任することになりました。たいへんあたたかい御協力をいただきまして、まことにありがとうございます。つつしんでお礼を申し上げます。(拍手)

○委員長(温水三郎君) 委員の異動について報告いたします。

去る十三日、田中寿美子君、加瀬完君が委員を辞任され、その補欠として、岡三郎君及び鈴木強君が、また十四日、菅野儀作君及び江藤智君が委員を辞任され、その補欠として温水三郎君及び木村陸男君がそれぞれ委員に選任せられました。

○委員長(温水三郎君) 次に、理事の辞任及び補欠選任についておはかりいたします。

森中守義君から文書をもって、都合により、理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(温水三郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

理事の補欠選任でございますが、去る十二月一日、江藤智君が、また本日、森中守義君が理事を辞任したことに、現在理事が二名欠員になっておりますが、理事の選任につきましては、先例により委員長にその指名を御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(温水三郎君) 御異議ないと認め、それでは、理事に岡本悟君及び藤田進君を指名いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十分散会

二月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、国鉄駅の無人化措置等に関する請願(第六号)

一、都内港湾河川のしゅんせつ促進に関する請願(第四五号)

一、地下鉄事業に対する国庫補助大幅引上げに関する請願(第九一號)

第六号 昭和四十五年一月十六日受理
国鉄駅の無人化措置等に関する請願
請願者 福島市杉妻町二ノ一六福島県議会
議長 早川敏通

紹介議員 鈴木 省吾君
国鉄駅の無人化措置については、地域の今後の発展に支障をきたさぬよう現地の実情を十分は握し、慎重に対処されたい。

理由
政府は、国鉄の財政の再建をはかるため、その経営の近代化、合理化を推進する一環として中小駅の無人化ないし廃止を行なうことであるが、このような措置が一率に推進されると、中小駅を中核としてかろうじて地域の発展をささえてきた関係市町村への影響は重大である。

第四五号 昭和四十五年一月二十一日受理
都内港湾河川のしゅんせつ促進に関する請願
請願者 東京都中央区新川二ノ七東京都港湾河川しゅんせつ整備連盟内 院純仁外四名

紹介議員 占部 秀男君
船舶交通の安全確保と運航能率の向上を図るため、航路、泊地等の水域施設の狭あいと水深不足(河川運河を含む)等の障害除去に関する施策につき特段の配慮をされたい。

理由
一、港湾関係における海運輸送の増大は実に著しいものがあり特に、東京、横浜、川崎、千葉、横須賀、木更津の重要港を有する東京湾は、首都圏域における産業経済の発展とあいまつて拡大してゆくわが国第一の港湾地帯である。従つて船舶貨物の全国に対する比重も近年ますます増大していく傾向にあり、これを統計でみれば東京湾六港の昭和三十年の四千百万トンに対し昭和四十年には一億七千八百万トンと四・四倍の伸びを示すなど増加の傾向にある。

二、政府において、昭和四十三年度を初年度とする港湾五箇年計画の事業計画が決定され、東京

湾に対しても港内施設が整備拡充されることになつたが、船舶交通量の増加および船型の大型化に伴い、海難事故が次第に増加しつつあることが憂慮される。

第九一〇号 昭和四十五年一月二十七日受理
地下鉄事業に対する国庫補助大幅引上げに関する請願

請願者 札幌市北一条西四丁目札幌市議会

議長 松宮利市

紹介議員 河口 陽一君 井川 伊平君

大矢 正君 吉田忠三郎君

小笠原貞子君 竹田 現照君

藤原 房雄君

都市交通問題解決に果たす地下鉄事業の役割とその巨大な建設経費及び地方自治体の財政負担能力等を考慮し、地下鉄事業に対する国庫補助率を少なくとも道路新設事業に対する国庫補助率と同様三分の二程度に引き上げるとともに補助対象の拡大、補助金交付期間等の短縮等についても、現行の国庫補助制度を抜本的に改善された。

理由

一、今日都市部における路面交通の渋滞は、都市の運輸交通機能のうち最も重要なバス、路面電車等の大量大衆輸送機能を著しく低下させ、その機能低下が逆にますます路面交通を渋滞させるという悪循環を生じており、この解決のためには、道路拡幅事業等道路行政の分野からだけでは到底解決しきれない。

二、上述の点から、地下鉄がクローズ・アップされるが、その建設費が一キロメートル当り三十一億五千万円という巨額を要するという難点がある。都市交通問題の解決には、自治体の財政能力からも、国の強力な援助なしには不可能である。しかるに、地下鉄事業に対する現行の国庫補助は、純粋な工事費の一〇・五パーセントにすぎず、しかも、それを五年間に分割して交付

するといふ極めて制限された内容となつてゐる。

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案

新東京国際空港公団法の一部を改正する法律案
新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第五條第三項中「前項」を「第二項又は前項」に改め、同項を同條第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 第三項の規定により出資の目的とする土地又は土地の定着物の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他同項の規定による評価に關し必要な事項は、政令で定める。

第五條第二項の次に次の一項を加える。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地又は土地の定着物を出資の目的として、公団に追加して出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二月二十四日日本委員会に左の案件を付託された。

一、港則法の一部を改正する法律案

一、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めらるるの件

港則法の一部を改正する法律案
港則法の一部を改正する法律

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

別表茨城の項中「大洗」の下に、「鹿島」を加え、同表福井の項中「和田」を「内浦、和田」に改め、同表熊本の項中「長洲」の下に、「合津」を加え、同表鹿児島島の項中「鹿児島」の下に、「喜入」を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、海運局の支局の設置に關し承認を求めらるるの件

運輸省設置法第四十三條の規定により、関東海運局鹿島支局を設置する必要があるため、別紙のとおりその設置について、地方自治法第百五十六條第六項の規定に基づき、国会の承認を求めらるるの件

別紙

名 称	位 置
関東海運局鹿島支局	茨城県鹿島郡神栖町